

指 示 第 4 7 号

平成19年9月1日

大阪拘置所長 井 上 慧

死刑確定者に対する余暇活動の援助について
標記について、下記のとおり定め、即日施行する。

なお、平成19年3月22日付け所長指示第11号「死刑確定者に対する余暇活動の援助について(試行)」は、廃止する。

記

1 目的

死刑確定者(以下「確定者」という。)の余暇活動を援助することによって、確定者の心情の安定を図り、確定者の処遇の充実を図ることを目的とする。

2 援助の内容

(1) 読書支援

確定者専用の書籍を備え付け、書籍一覧表の中から希望する書籍を貸し出すものとする。

(2) 視聴覚支援

ア テレビ視聴

確定者を収容する居室ごとにポータブルDVDプレーヤーを貸与し、テレビを自由チャンネルによって、視聴させるものとする。

イ DVD視聴

確定者を収容する居室ごとにポータブルDVDプレーヤーを貸与し、DVDライブラリの中から希望する番組を視聴させるものとする。

3 対象者の選定

(1) 読書支援

支援を希望する全確定者とする。

(2) 視聴覚活動支援

確定後6か月を経過し、動静が安定している者で、かつ支援を希望する確定者を対象とする。

なお、特に必要がある者については、確定後6か月以内においても、視察表決裁を経て、実施することができるものとする。

4 手続

- (1) 舎房担当職員は、確定者から支援の申し出があった場合、支援を受けた項目、当該支援を必要とする理由や当該支援を実施する上での遵守事項を遵守する旨等を記載した願せんに徴する。
- (2) 担当区長は、上記(1)の願せんについて、当該確定者に係る個別の事情等を勘案し、当該出願の許否を検討し、視察表決裁を受けるものとする。
- (3) 当該援助の開始は、援助内容の性質、機器の整備状況、設備の状況などの事情を勘案し、許可の決定のあった翌月又は翌週から、当該援助に関する遵守事項(別紙)を確定者に告知した上、開始するものとする。

5 余暇活動の援助の中止

- (1) 担当区長は、余暇活動の援助を受けている確定者が、当該援助の遵守事項を遵守せず、又は規律違反行為により懲罰に付される等、当該援助を継続することが適当でない事情が発生した場合、視察表決裁を経て、当該援助を中止することができる。
- (2) 担当区長は、余暇活動の援助を中止した確定者について、再開を相当とする事情がある場合、視察表決裁を経て、当該援助を再開することができる。

6 その他

確定者に対する余暇活動の援助の実施方法等については、別に定める。

別紙

視聴覚活動支援に関する遵守事項

- 1 職員の指示に従って視聴すること。職員の指示に従わない場合には、以後のテレビ及びDVDの視聴を中止する場合がある。
- 2 機器は大切に取扱い、機器に故障や異常がある場合には、職員に申し出ること。
- 3 電波状態等の不良で視聴が不能な場合は、職員に申し出ること。
なお、視聴不能による代替日は設けない。
- 4 音量については、廊下に聞こえない程度にすること。
- 5 機器の操作方法についての職員への質問や要望は、休庁日以外の昼間時に行い、それ以外の日の質問等には応じられないので注意すること。
- 6 視聴する際には、横臥して視聴するなど、不体裁な姿勢はとらないこと。